

役員報酬規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人日本都市計画家協会（以下「この法人」という。）定款19条2項の規定に基づき、役員報酬の支給について定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 役員報酬額は、月額30万円を上限として、総会で議決した金額を支払うことが出来る。

2 本規定に定めることのほか、役員報酬の支給に関しては給与規定を準用する。

第2章 雑則

(改廃)

第3条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

この規程は、2022年10月20日から施行する。(2022年10月19日理事会決議)